

# 成年後見制度必要性の判断と相談窓口（日之影町）

高

種類

対象と内容

☑必要性の判断（具体例）

相談窓口

## 任意後見制度

判断能力が低下する**前に自分が契約**で後見人を選ぶ（将来、判断能力が低下した時に備えておく制度）



移行型  
将来型

**【移行型】**  
委任契約と任意後見契約を同時に**結び**、本人の判断能力低下後に任意後見に移行する。

**【将来型】**  
委任契約は**結ばずに判断能力低下後**に任意後見スタート！



即効型

**【即効型】**  
すでに判断能力が低下し始めており**任意後見契約後すぐに**任意後見スタート！

- 【判断能力】**
- ☐今は、判断能力は低下していない。もしも判断能力が不十分になったら支援してくれる人が欲しい。
  - ☐判断能力が少し低下しているが、任意後見契約を締結することはできる。
- 【財産管理・身上保護】**
- ☐病気のため、あるいは年をとって足腰が不自由なため、代理人を選んで生活の支援や療養看護、財産管理等の事務を任せたい。

## 【延岡公証役場】

- ☐TEL (0982) 21-1339
- ☐対象  
本人に契約を締結するという意思があり、その契約を締結するだけの意思（判断）能力が必要です。
- ☐内容  
遺言、相続や任意後見契約等、公正証書作成の無料相談をお受けしています。

判断能力

## 法定後見制度

判断能力が低下した**後で家庭裁判所**が後見人を選ぶ



補助

**【判断能力に少し衰えがある】**  
補助人に**一部の契約・手続等**の同意権・取消権や代理権が与えられる



保佐

**【判断能力にかなり衰えがある】**  
保佐人に**財産上の重要な契約等**の同意権・取消権や代理権が与えられる



後見

**【判断能力が非常に減退している】**  
後見人に**全ての契約等**の代理権・取消権（日用品の購入などは含まれない）が与えられる

- 【判断能力】**
- ☐認知症や知的障がい、精神障害等で判断能力が低下している。
- 【財産管理】**
- ☐通帳や印鑑の紛失・再発行を繰り返してしまう。
  - ☐収支の管理が一人ではできず、金銭管理に問題がある。
  - ☐不必要で高額な買い物をしたり、消費者被害に遭ったことがある。
  - ☐不動産の管理、処分や定期預金の解約手続きなどが必要。
  - ☐借金の整理が必要だったり、他人の保証人になってしまう。
  - ☐生命保険などの請求・解約等手続き、税金の申告が必要。
  - ☐遺産相続の手続きが必要。
- 【身上保護】**
- ☐医療・福祉サービスの内容が理解でき、支援すれば本人が契約可能。
  - ☐医療・福祉サービスの内容が理解できず、本人に代わって契約が必要
  - ☐住居の賃貸借契約の手続きが必要。
  - ☐医療機関への治療・入院等の内容が理解できず、本人に代わって契約が必要。
- 【その他】**
- ☐本人を支援してくれる親族がいない、又は親族の協力が期待できない。
  - ☐虐待や搾取、権利侵害の恐れがある。
  - ☐本人の財産（日常生活費も含める）を親族又は第三者が管理している。または、管理に問題がある。

## 【日之影町社会福祉協議会】

- ☐日常生活自立支援事業 TEL(0982)87-2680
- ☐対象  
1) 認知症、知的障がい、精神障がいなどで日常生活の判断に不安のある方  
2) 日常生活自立支援事業との契約内容について理解できる能力がある方。
- ☐支援内容  
福祉サービス利用の手続き、日常的なお金の出し入れ、大切な書類の預かりなどのお手伝いをする。

## 【高齢者の窓口】

- ☐地域包括支援センター TEL(0982)87-2741
- ☐町民福祉課 TEL(0982)87-3802

## 【障がい者の窓口】

- ☐町民福祉課 TEL(0982)87-3802
- ☐西臼杵子ども・障がい者ネットワークセンター TEL090-4489-9432

- ☐対象  
すでに判断能力が十分でない方（認知症・知的障がい・精神障がい等）
- ☐支援内容  
判断能力の不十分な方々を保護し、支援する。

低